第六条第一項中「その部分に」の下に「記載がない旨を朱書き又は」を加え、同条第二項中「および」を「及び」に、「添附」を「添付」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第八条の二第一項中「同一の」を「経済産業大臣又は同一の」に改め、同条第三項及び第四項中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第八条の三中「または」を「又は」に、「添附」を「添付」に、「もしくは」を「若しくは」に、「のもの」を「に到達したもの」に改める。

第十二条の二第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第十五条第一項中「および」を「及び」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、同条第二項中「または名称および」を「又は名称及び」に、「およびその日附」を「及びその日付」に、「ならびに」を「並びに」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第十八条の四第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改め、「経済産業局の」を削り、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に、「朱まつ」を「朱抹」に、「他の」を「当該鉱業権の鉱区と重複する他の鉱業権の鉱区を管轄する経済産業大臣又は」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に、「朱まつ」を「朱抹」に改める。

第十八条の五中「事由およびその旨ならびに」を「理由及びその旨並びに」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第十八条の六中「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第一項」に、「基き」を「基づき」に、「および」を「及び」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第十九条第一項中「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に、「基き」を「基づき」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第十九条の二第二項中「経済産業局の」を削り、「他の」を「当該鉱業権の鉱区と重複する他の鉱業権の鉱区を管轄する経済産業大臣又は」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に、「朱まつ」を「朱抹」に改める。

第二十二条第二項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（特定開発者である試掘権者による採掘権の設定の申請があつた場合）

第二十六条の二　鉱業法第四十一条第一項の規定により採掘権の設定の申請があつたときは、試掘原簿の表示欄にその旨を記載しなければならない。

2　前項の記載をした場合において、その申請の却下又は不許可若しくは取下げがあつたときは、その記載を朱抹しなければならない。

第二十九条第一項中「経済産業局の」を削り、「経済産業局長は、他の」を「経済産業大臣又は経済産業局長は、抵当権の目的である他の採掘権の鉱区を管轄する経済産業大臣又は」に、「事由および」を「理由及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第三十一条第一項中「経済産業局の」を削り、「他の」を「抵当権の目的である他の採掘権の鉱区を管轄する経済産業大臣又は」に改め、同条第二項中「経済産業局の」を削り、「経済産業局長は、他の」を「経済産業大臣又は経済産業局長は、抵当権の目的である他の採掘権の鉱区を管轄する経済産業大臣又は」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に、「朱まつ」を「朱抹」に改める。

第三十三条第二項中「第三条の二」を「第三条の三」に改める。

第三十五条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第三十六条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に、「朱まつ」を「朱抹」に改める。

第四十条第一項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「経済産業局」を「経済産業局長又は経済産業局」に、「日附」を「日付」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に、「添附」を「添付」に改める。

本則に次の五条を加える。

（滅失防止の措置）

第四十八条　経済産業大臣は、鉱業原簿の全部又は一部が滅失するおそれがあるときは、経済産業局長に対し、新用紙への移記その他必要な措置を命令することができる。

（審査請求が理由がある場合の登録）

第四十九条　経済産業大臣は、登録に関し審査請求があつた場合において、審査請求が理由があるとする裁決をしたときは、経済産業局長に対し、相当の措置を採るべき旨を命じなければならない。

（鉱業登録令第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条及び第四十六条の経済産業省令で定めるもの）

第五十条　鉱業登録令第四十一条第一項、第四十一条の三第一項、第四十四条及び第四十六条の経済産業省令で定めるものは、次条第一項に規定する租鉱権とする。

（租鉱権の設定等の登録の嘱託）

第五十一条　関東経済産業局長は、福島県に所在する石炭を目的とする租鉱権の設定又は変更の申請を認可した場合において、登録免許税の納付があつたときは、東北経済産業局長にその設定又は変更の登録を嘱託しなければならない。

2　関東経済産業局長は、前項に規定する租鉱権の存続期間の延長の申請を認可し、又は鉱業法第八十三条第一項若しくは同法第八十七条において準用する同法第五十二条から第五十四条までの規定により前項に規定する租鉱権の取消し若しくは変更の処分をしたときは、東北経済産業局長にその存続期間の延長又は消滅若しくは変更の登録を嘱託しなければならない。

（権限の委任）

第五十二条　鉱業登録令第十一条第一項、第十一条の二第一項及び第三項、第十一条の三第一項、第十六条第一項、第二十四条、第二十七条、第三十一条の二第三項、第三十一条の五、第三十四条の二第二項、第三十九条の二、第四十一条第一項、第四十一条の二第二項、第四十一条の三第一項、第四十二条から第四十四条まで、第四十六条、第四十八条の二から第五十条の二まで、第五十五条、第五十六条、第五十九条、第六十一条の三第三項及び第四項、第七十八条、第八十条並びに第八十三条に規定する経済産業大臣の権限は、鉱業権（鉱業法第四十条第三項若しくは第七項又は同法第四十一条第一項の規定により設定された鉱業権であつて、その鉱区の全部又は一部が第二条第一項各号に掲げる区域内に設定されたものを除く。）の鉱区の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則の廃止）

第三条　石油及び可燃性天然ガス資源開発法施行規則（昭和二十七年通商産業省令第四十四号）は、廃止する。

（採石法施行規則の一部改正）

第四条　採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十六条中「第百七十一条」を「第百二十六条」に改める。

（砂利採取業者の登録等に関する規則の一部改正）

第五条　砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第百七十一条から第百七十七条まで」を「第百二十六条から第百三十二条まで」に改める。

（金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正）

第六条　金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「第百七十一条」を「第百二十六条」に改める。